

国名
ニュージーランド
在外公館名
在ニュージーランド日本国大使館
情報確認年月日
2019年5月29日
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの概要（☑は該当）
<input checked="" type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品か確認する必要がある。 <input type="checkbox"/> 事前に渡航先の国から許可を得る必要がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 渡航前に準備が必要な書類がある。 <input checked="" type="checkbox"/> （滞在期間と一日用量から計算される量にかかわらず）持ち込むことができる医薬品の数量に制限がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品の形態や容器・包装に制限がある。 <input type="checkbox"/> その国から出国して医薬品を持ち出す際にも別途の手続きの必要がある。
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの内容
<p>○ ニュージーランドでは、「麻薬」や「向精神薬」としては区別されておらず、「処方薬」、「制限薬 (Controlled drugs)」、「市販薬」等に分類されている。</p> <p>○ 医薬品の分類は、下記のサイトで検索することにより知ることができる。</p> <p>https://medsafe.govt.nz/profs/class/classintro.asp</p> <p>○ 医薬品の分類によって、その医薬品を自己の疾病の治療で携帯して入国する場合の要件などが異なる。</p> <p>https://medsafe.govt.nz/Consumers/MIET/ImportMedicines.asp</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「処方薬」の場合の要件：3か月未満の量であること、英文の処方せん又は医師の診断書、薬が元の箱に入っていること、（3か月以上の量の場合は）入国カードに記載すること。 ・ 「制限薬」の場合の要件：入国カードへの記載、1ヶ月未満の量であること。さらに情報が必要な場合には、medicinescontrol@moh.govt.nz まで連絡すること。

- 同じ有効成分の医薬品であっても、内容により分類が異なることがある。
- 旅行者が自身で携行せず、郵送により受け取る場合は、「合理的な理由」が必要となる。詳しくは、以下の URL を参照すること。

<https://medsafe.govt.nz/Consumers/MIET/ImportMedicines.asp>

渡航先の国による日本人向け情報提供ホームページ

なし

参考情報